平成２９年（フ）第１６８３号
埼玉県新座市新座３丁目２番11―506号
債務者　長　　雄吉
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８６５号
さいたま市緑区大字大門120番地１　ガーデンコート浦和東106号
債務者　浅海　吉成
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
さいたま市浦和区北浦和５丁目10番５号　ハウス105　102号
債務者　松本　靖一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３２号
さいたま市浦和区北浦和５丁目10番５号　ハウス105　102号
債務者　松本　美花（旧姓小河原）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５９号
埼玉県蕨市南町３丁目17番16号　アベニュー南202号
債務者　近藤　靖彦
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６０号
埼玉県鴻巣市三町免73番地３
債務者　池本　早苗
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６６号
さいたま市大宮区桜木町４丁目468番地17、旧住所さいたま市見沼区大字東宮下623番地24
債務者　後藤　友梨（旧姓松澤）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第９号
埼玉県越谷市蒲生東町９番45号　イーストサンホーム203号
債務者　大貫　友子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目268番地１　ア・フェローハウス101、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目57番地１　ＮＴハイム三郷202
債務者　奥村　尚人
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
埼玉県三郷市戸ケ崎４丁目268番地１　ア・フェローハウス101、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目57番地１　ＮＴハイム三郷202
債務者　奥村　智恵（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
埼玉県越谷市蒲生茜町42番地30　ジュネパレス蒲生第一305
債務者　田中　勇二
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
千葉県旭市ニの5553番地45
債務者　中村　道子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６１号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　27号棟403号室
債務者　加藤　直道
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５号
名古屋市中区大須１丁目23番９号　大須ＷＥＳＴ　３Ａ号
債務者　舘　　静奈
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４８号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代61番地１　エクセル宮代103号
債務者　脇田　　朗
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３５５号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字中屋敷93番地　県営高雄住宅６棟205号
債務者　浜田　琴美
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３０号
愛知県一宮市小信中島字東鵜平36番地６
債務者　佐藤　信子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部